

社会福祉法人 祥健会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人祥健会（以下「当法人」という。）の定款第九条及び第二三条の規定に基づき、理事、監事、評議員（以下「役員等」という。）に支払われる報酬、旅費、日当、手当等に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 役員等に支払われる報酬については、業務の内容、業務の難度、勤務時間等について、理事会で審議し、評議員会の議決を得て支払う。

(旅 費)

第3条 役員等が、各種会議や各種研修会等へ出席のためやその他用務のために、旅行をする場合には、「社会福祉法人祥健会旅費規程」に基づき、旅費を支払う。

(日 当)

第4条 役員等が、各種会議や各種研修会等へ出席のためやその他用務のために、自業を休業せざるを得ない場合に、その費用弁償として、その休業した日数に対し、別表1の日当を支払う。

(手 当)

第5条 役員等が、特別な用務等を行った場合は、手当を支払う。
2 手当として支払われる金額は、理事長が決めた額とする。

(準 用)

第6条 この規定に定めていない事項については、「社会福祉法人祥健会職員給与規程」及び「社会福祉法人祥健会旅費規程」を準用することとし、その額等については、理事長が定める。

附 則

1. この規程は、平成20年10月 1日から適用する。

2. 平成29年 4月 1日 一部改正

別表1 日 当 金 額

役 職 名	支 払 額
理 事	8,000円
監 事	8,000円
評 議 員	8,000円